

一般社団法人日本発達心理学会 倫理問題調査委員会規程

2018年3月22日 制定

改正 2022年3月27日

(設 置)

第1条 一般社団法人日本発達心理学会は、「一般社団法人日本発達心理学会倫理綱領」（以下、「倫理綱領」）に抵触する疑義が持たれる事態に対応するために、代表理事が倫理問題調査委員会（以下、「委員会」）を設置する。

(目 的)

第2条 この規程は、本学会会員の活動において、「倫理綱領に抵触する疑義が持たれる事態」（以下、「抵触疑義の事態」）があった場合の手続き等について定めるとともに、「倫理綱領」の遵守を促し、抵触行為を防止することを目的とする。

(定 義)

第3条 「抵触疑義の事態」とは、研究や実践活動の実施および公表に際し、倫理規程第1条から第4条の規定に抵触する疑義が持たれる行為を言う。

(業 務)

第4条 委員会は、「抵触疑義の事態」に関する調査および報告書の作成を行い、理事会に報告する。

(委員会の構成)

第5条 「抵触疑義の事態」が生起したと代表理事が判断をした場合、倫理規程第6条に基づく、次の委員を持って、委員会を設置する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委員 若干名

(委員長および委員の選出)

- 第6条** 委員長は、代表理事が指名し、理事会の承認を得て委嘱する。
- 2 委員は、委員長が指名し、理事会の承認を得て、代表理事が委嘱する。
 - 3 委員の任期は、当該事態が解決したと、理事会が判断するまでとする

(守秘義務)

第7条 委員は「抵触の疑義の事態」の調査の中で知り得たことは、これを他に漏らしてはならない。

(会議の開催)

第8条 委員会は、委員長がこれを開催する。

(議 事)

第9条 委員会は、過半数の委員の参加がなければならない。

2 委員会は、参加委員の過半数の賛成で議決する。

(改 定)

第10条 この規程の改定は、社員総会で承認を得るものとする。

(附 則)

この規程は、2022年3月27日から施行する。